

## 手引き（案）における主な規定と本市計画における対応状況

	地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）における主な規定	宇都宮市自転車のまち推進計画	適 否
計画の位置付け	自転車に関する政策に関する最上位の計画として位置付ける。	本市における総合的な自転車政策の計画である。	◎
検討体制	交通事業者や道路管理者，有識者など関係者による協議会により検討する。	交通事業者や道路管理者，有識者など関係者による協議会により検討した。	◎
策定手順	有識者を含む協議会の開催やアンケート，パブリックコメントの実施などにより，住民等の意見を反映する。	有識者を含む協議会の開催やアンケート，パブリックコメントの実施などにより，住民等の意見を反映している。	○ 法定計画として位置付けるための協議・公表が必要
関連計画	国及び県の推進計画を勘案するとともに，周辺の地方版推進計画との整合を図る。	国の推進計画はおおむね網羅している。 県・周辺自治体は未策定。	○ 各種計画と整合を図るため，時点修正が必要
自転車に関する既存計画との関連	自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とする。	自転車ネットワーク計画を含んでいる。	◎
計画の目標	国の推進計画の目標を勘案した上で設定する。 <目標> 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	国の推進計画の目標を概ね網羅している。 <目標> ①だれもが“安全”に自転車が使える ⇒国 1・4 ②だれもが“快適”に自転車が使える ⇒国 1・3 ③だれもが“楽しく”自転車が使える ⇒国 2・3・4 ④だれもが“健康とエコ”に自転車が使える ⇒国 2 ⑤だれもが自転車で“つながる” ⇒国 1・3	◎
実施すべき施策	地域における現状・課題を踏まえたうえで計画目標の達成に向けて必要な施策を検討する。	上記目標の達成に向けて 13 施策 19 事業を位置付けている。	◎